

# インフルエンサーマッチングサービス コーポレートプラン特約

## 第1条（本特約の適用）

- 「インフルエンサーマッチングサービス コーポレートプラン特約」（以下「本特約」といいます）は、株式会社ぐるなび（以下「当社」といいます）が提供する「インフルエンサーマッチングサービス」（以下「本サービス」といいます）のコーポレートプラン（以下「本プラン」といいます）に申し込みを行った者のうち、当社が本サービスの利用を承認した者（以下「契約者」といいます）と当社の間に適用されます。
- 本プランに関して、本特約に定めのない事項については基本約款及び「インフルエンサーマッチングサービス利用約款」（以下「原約款」とい）、基本約款と原約款をあわせて「原約款等」といいます）が適用又は準用され、本特約の定めと原約款等の定めが相違する場合は、本特約の定めが優先して適用されます。
- 本特約に使用する用語の定義は、本約款において別段の定義がない場合、原契約等における定義と同一の意義を有するものとします。

## 第2条（契約単位及び利用範囲）

- 原約款第4条第1項の定めにかかわらず、本プランは店舗単位ではなく、企業（以下「契約企業」といいます）を単位とした契約とします。
- 契約企業は、自らが運営する複数の飲食店（以下「対象店舗」といいます）において本サービスを利用することができます。
- 本プランにおいて同時に公開できるチケットの枠数（以下「同時公開枠」といいます）は、契約企業全体で1口あたり5枠とします。契約企業は、同時公開枠の範囲内において、対象店舗を自由に切り替えてチケットを掲載することができます。

## 第3条（初期設定およびオプション）

- 当社は、本プランの利用開始に際し、契約企業が指定する5店舗分までの初期設定を代行します。
- 本プラン導入時に初期設定を行う店舗数が5店舗に満たない場合であっても、初期設定費用は減額されないものとします。
- 契約企業が、5店舗を超える初期設定代行を希望する場合、又は利用開始後に対象店舗の追加設定を希望する場合は、別途当社が定める追加オプション費用を支払うものとします。

## 第4条（アカウント管理および免責）

- 本プランにおける各対象店舗のアカウントの管理（発行、停止、権限設定等を含みますが、これらに限りません）は、契約企業の責任において行うものとします。
- 契約企業は、対象店舗の増減、店舗情報の変更、又は担当者の変更等があった場合、直ちに自らの責任において本プラットフォーム上の情報を更新又はアカウントの削除を行い、常に最新かつ正確な状態に維持する義務を負います。
- 契約企業による管理不備に起因して、情報の漏洩、紛失、盗用、不正アクセスその他の事故または不利益が発生した場合、当社は一切の責任を負わず、契約企業が自らの責任と費用において解決するものとします。
- 契約企業が対象店舗の一部を第三者に譲渡する場合、契約企業は直ちに当該店舗のログイン情報を削除または更新し、譲渡先その他の第三者による不正なアクセスを遮断する措置を講じなければなりません。
- 対象店舗の譲渡に伴う情報の引き継ぎやアカウントの再設定については、当社のマニュアル及び指示に従うものとします。

## 第5条（複数口申し込み時の同時公開枠）

- 契約企業が本プランを複数口申し込みの場合、第2条第3項に定める同時公開枠は、1口あたり5枠として各口数を合算した枠数（例：2口の場合は合計10枠）となります。
- 同一の契約企業に紐づく複数口の同時公開枠は、同一のダッシュボード上で合算して管理・運用できるものとします。

## 第6条（利用料金の特則）

- 本プランの利用料金および支払条件は、申込書等に定めるとおりとします。
- 前条に基づき本プランを複数口申し込む場合、利用料金および初期設定費用は、申し込み口数に応じて加算されるものとします。

以上